

令和 6 年度第 1 回青梅市障害者地域自立支援協議会会議録

令和 6 年 5 月 1 4 日（火）

午後 6 時～午後 7 時 4 5 分

市役所 2 階 2 0 4 会 議 室

出席状況

二瓶 委員	○	半田 委員	○	宮崎 委員	○	大栗 委員	○
原 委員	○	下地 委員	○	鈴木 委員	○	平岡 委員	○
笠原 委員	○	恵 委員	○	朝長 委員	○	星野 委員	○
市川 委員	○	及川 委員	○	河邊 委員	○	細川 委員	○
遠藤 委員	○	井原 委員	○	今井 委員	○		

傍聴 なし

1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員自己紹介および事務局紹介 (資料 1)

5 自立支援協議会の役割について (資料 2)
事務局より、協議会の設置および所掌事務について説明

6 会長および副会長の選任
互選により、会長井原委員、副会長宮崎委員に決定

7 協議事項

(1) 専門部会の構成について (資料 3 - 1、3 - 2)

承認

事務局より、部会編成および各部会の活動内容について説明し部会

編成案（留任委員は、引き続き同じ部会に所属すること、新任委員は、前任委員所属の部会に所属すること）を提案

- (2) 日中サービス支援型グループホームの開設について (資料4)
承認

事業者より、事業概要および計画について説明
(主な質疑、意見等)

- ・利用者の受入れ体制について
- ・青梅市での開設経緯、地域自治会との関わり方について
- ・夜間の緊急時体制について

8 報告事項

- (1) 市内における虐待通報等の状況および対応について (資料5)
事務局より、各事例概要について説明
(主な質疑、意見等)

- ・調査終了事例の結果判断について

- (2) その他

- ・基幹相談支援センター設置の進捗について
- ・地域福祉総合計画について

9 その他

- (1) 委員会の開催日程について

第2回青梅市障害者地域自立支援協議会

令和6年8月28日(水) 午後2時～午後4時

青梅市役所2階 206会議室

令和6年度青梅市障害者地域自立支援協議会委員名簿

	選 出 区 分	委 員 名	協 議 会 役 職	委 員 役 職	備 考
委員①	3項1号	指定相談支援事業者	に へい 重 子 二 瓶 重 子	青梅市障がい者サポートセンター 副主任	新任
委員②	3項1号	指定相談支援事業者	はん だ しょう た 半 田 章 太	相談支援事業所くらやしき管理者	新任
委員③	3項2号	指定障害サービス事業者	みや ぎき けい た 宮 崎 啓 太	地域交流プラザゆうあい施設長	
委員④	3項2号	指定障害サービス事業者	おお くり しょう 幸 大 栗 重 幸	青梅市自立センター就労支援事業所課長補佐	
委員⑤	3項3号	保健、医療関係者	はら しょう いち 原 陽 一	医療法人財団良心会青梅成木台病院事務部長	新任
委員⑥	3項3号	保健、医療関係者	しも じ しょう き 下 地 直 樹	多機能型支援施設ほたるの里施設長	
委員⑦	3項3号	保健、医療関係者	すず ぎ しょう 子 鈴 木 晶 子	東京都西多摩保健所保健対策課課長代理（地域保健推進第一担当）	
委員⑧	3項4号	教育関係者	ひら おか しょう み 平 岡 直 実	青梅市立中学校長会会長	新任
委員⑨	3項4号	教育関係者	かき はら しょう 子 笠 原 庸 子	東京都立青峰学園相談支援部担当主幹	新任
委員⑩	3項4号	教育関係者	めぐみ しょう た 恵 勇 太	東京都立羽村特別支援学校教諭	新任
委員⑪	3項5号	障害当事者および家族の代表 (身体)	とも なが やす 子 朝 長 靖 子	青梅市重症心身障害児（者）を守る会 会長	
委員⑫	3項5号	障害当事者および家族の代表 (身体)	ほし の え み 星 野 絵 美		
委員⑬	3項5号	障害当事者および家族の代表 (知的)	いち かわ ゆみこ 市 川 由美子		
委員⑭	3項5号	障害当事者および家族の代表 (精神)	おい かわ けい 子 及 川 恵 子		
委員⑮	3項6号	民生児童委員の代表	か へ ます ひろ 河 邊 昌 弘	民生児童委員合同協議会障がい者福祉研究部会長	
委員⑯	3項7号	商工団体の代表	ほそ かわ たく や 細 川 卓 也	青梅商工会議所地域振興課長	
委員⑰	3項8号	青梅市社会福祉協議会の代表	えん どう あけ み 遠 藤 朱 美	青梅市社会福祉協議会地域係長	
委員⑱	3項9号	学識経験者	い はら あき ひと 井 原 哲 人	会長 白梅学園大学准教授	
委員⑲	3項10号	その他市長が必要と認める者	いま い り え 子 今 井 りえ子	特定非営利活動法人青梅こども未来 副代表理事	
		市職員	さい とう ながし 斎 藤 剛	健康福祉部障がい者福祉課長	
		〃	よし の まさ ゆき 吉 野 雅 之	健康福祉部障がい者福祉課相談支援係長	
		〃	きた き まさ し 笹 木 真 士	健康福祉部障がい者福祉課サービス給付係長	
		〃	みや ぎき こう へい 宮 崎 功 平	健康福祉部障がい者福祉課庶務係長	

青梅市障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成20年 9 月24日
実施

改正 平成23年 4 月 1 日
平成25年 4 月 1 日

平成24年 4 月 1 日

1 設置

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3にもとづき、障害のある人とその家族が、地域の中で安心して普通に暮らしていけるよう、地域における自立支援について協議するとともに、関係機関との連携により障害のある人への支援環境を充実させるため、青梅市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 所掌事務

協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 分野を越えた地域のネットワーク（顔と顔が見える関係）づくりに関すること。
- (2) 障害のある人または支援する機関等が抱える潜在化した問題を顕在化させることで、見えてくる困難な課題への対応の在り方に関すること。
- (3) 障害者計画の実施状況の検証および評価に関すること。
- (4) 中立性、公平性を確保しつつ、相談支援事業の有効性や問題点を評価すること。
- (5) 障害のある人およびその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携に関すること。
- (6) 社会資源の開発および改善に関すること。
- (7) その他協議会において必要と認めること。

3 組織

協議会は、次に掲げる委員20人以内で組織する。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 障害当事者および家族の代表
- (6) 民生児童委員の代表
- (7) 商工団体の代表
- (8) 青梅市社会福祉協議会の代表
- (9) 学識経験者
- (10) その他青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める者

4 委嘱

委員は、市長が委嘱する。

5 委員の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員

協議会には、会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 会議

協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

8 意見の聴取等

会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

9 専門部会

- (1) 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- (2) 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- (3) 専門部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

10 意見の聴取等

部会長は、専門部会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

11 事務局

協議会の事務局は、障がい者福祉担当課に置く。

12 守秘義務

協議会および専門部会（以下「協議会等」という。）の委員は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

13 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

14 実施期日

この要綱は、平成20年9月24日から実施する。

15 経過措置

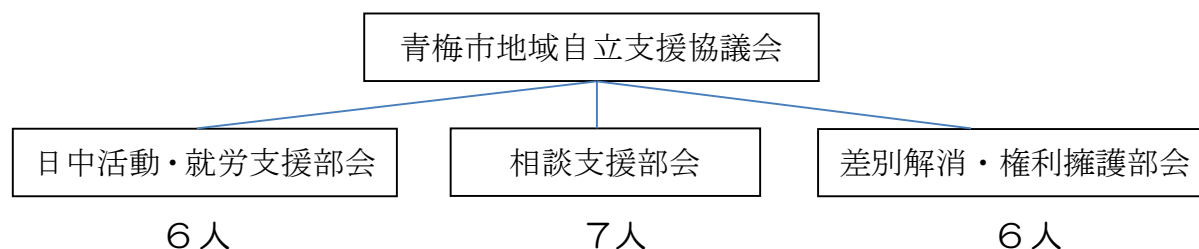
- (1) この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成24年4月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。

青梅市障害者地域自立支援協議会の部会編成について

自立支援協議会本会においては、青梅市としての全体課題の協議検討、各部会の活動報告および意見交換・協議を行っています。

各専門部会においても、地域課題に取り組みながら、課題解決に向けての活動を行っています。

部会編成（平成30年度～）



活動内容~~~~~

日中活動・就労支援部会

- ・障害児健全育成に関すること。（児童発達支援・障害児サービス）
- ・障害者（児）の日中活動に関すること。
- ・医療的ケアを必要とする障害児支援。
- ・障害者就労支援。（企業見学会・ハローワーク等との連携）

相談支援部会

- ・相談支援に関すること。（相談支援員のスキル向上・基幹相談支援の検討）
- ・地域活動支援拠点に関すること。
- ・基幹相談支援センター、児童発達支援センターに関すること。
- ・巡回相談

差別解消・権利擁護部会

- ・障害者差別解消、合理的配慮に関すること。
- ・障害者権利擁護に関すること。
- ・障害者虐待に関すること。

~~~~~

部会内での構成

課題に応じ、外部委員も含め対応。

開催事業、事案対応等案件に応じ、部内で班編成をし、対応していく。

（部会全員で対応すべき案件&プロジェクトチームによる対応の案件）

# 専門部会構成(案)

【資料3-2】

## 令和5年度専門部会構成

### 日中活動・就労支援部会

|     |      |          |
|-----|------|----------|
| 部会長 | 白鳥委員 | 青峰学園     |
|     | 加藤委員 | サポートセンター |
|     | 大栗委員 | 自立センター   |
|     | 野村委員 | 当事者      |
|     | 市川委員 | 当事者      |
|     | 今井委員 | こども未来    |

## 令和6年度専門部会構成(案)

### 日中活動・就労支援部会

|     |      |          |
|-----|------|----------|
| 部会長 | 笠原委員 | 青峰学園     |
|     | 二瓶委員 | サポートセンター |
|     | 大栗委員 | 自立センター   |
|     | 惠委員  | 羽村特別支援学校 |
|     | 市川委員 | 当事者      |
|     | 今井委員 | こども未来    |

### 差別解消・権利擁護部会

|     |      |         |
|-----|------|---------|
| 部会長 | 遠藤委員 | 社会福祉協議会 |
|     | 河邊委員 | 民生児童委員  |
|     | 及川委員 | 当事者     |
|     | 星野委員 | 当事者     |
|     | 田中委員 | 中学校長会会長 |
|     | 細川委員 | 青梅商工会議所 |

### 差別解消・権利擁護部会

|     |      |         |
|-----|------|---------|
| 部会長 | 遠藤委員 | 社会福祉協議会 |
|     | 河邊委員 | 民生児童委員  |
|     | 及川委員 | 当事者     |
|     | 星野委員 | 当事者     |
|     | 平岡委員 | 中学校長会会長 |
|     | 細川委員 | 青梅商工会議所 |

### 相談支援部会

|     |       |         |
|-----|-------|---------|
| 部会長 | 副田委員  | 南風会青梅学園 |
|     | 下地委員  | ほたるの里   |
|     | 朝長委員  | 当事者     |
|     | 井原委員  | 学識経験者   |
|     | 古久保委員 | 成木台病院   |
|     | 鈴木委員  | 西多摩保健所  |
|     | 宮崎委員  | 友愛学園    |

### 相談支援部会

|     |      |        |
|-----|------|--------|
|     | 半田委員 | くらやしき  |
| 部会長 | 下地委員 | ほたるの里  |
|     | 朝長委員 | 当事者    |
|     | 井原委員 | 学識経験者  |
|     | 原委員  | 成木台病院  |
|     | 鈴木委員 | 西多摩保健所 |
|     | 宮崎委員 | 友愛学園   |

## 資料 4 省略（事業者作成資料）

## 資料 5 省略（虐待案件資料）

# 令和6年度 青梅市障害者地域自立支援協議会日程表

| 区分  | 候 補 日         | 時 間             | 会 場           |
|-----|---------------|-----------------|---------------|
| 第1回 | 2024年5月14日（火） | 午後6時00分～午後7時45分 | 204会議室・205会議室 |
| 第2回 | 2024年8月28日（水） | 午後2時～午後4時       | 206会議室        |
| 第3回 | 2024年12月9日（月） | 午後6時00分～午後7時45分 | 202会議室・203会議室 |
| 第4回 | 2025年3月3日（月）  | 午後2時～午後4時       | 206会議室        |

原則、オンライン、対面の併用開催を想定しています。